

企業会計制度をめぐる動向

平成27年10月

経済産業政策局 企業会計室

国際的な会計基準づくりの状況

- IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) は、「**一組の高品質で国際的に認められた会計基準**」の策定を目指し、IFRS (International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準) の開発ならびにIFRSと米国基準および日本基準とのコンバージェンス (共通化) 作業を進めてきた。
- しかし、基準間のコンバージェンスがかなりの程度進んだことで、**これ以上の共通化や各国に単一基準を一律に適用することの難しさが顕著**になってきた。
 - 1) 米国は、「単一」ではなく、「比較可能性 (Global Comparability)」と「共通性 (Common set)」を志向。
 - IASBとの共通化プロジェクトのうち、収益認識は最終化されたものの、開発中のリース、金融商品 (IFRSは先行して2014年7月に最終化)、保険契約については難航。
 - SEC (U.S. Securities and Exchange Commission: 米国証券取引委員会) の最終スタッフ報告 (2012年7月) は、共通化プロジェクトを終えても残る根本的な差異や問題点を幅広く指摘。
 - 他方、SECの主任会計官は、短期的にはコンバージェンスに引き続き重点を置くべきと発言 (2015年6月)。
 - 2) EUは、EU規制市場向けの連結報告に、一部基準をカーブアウト (除外) したIFRSを適用 (※ 単体報告は、IFRSと異なる各国基準を維持)。
 - EUは、IASBと米国の共通化プロジェクトの遅延、IASBから提案される基準の非現実性に対して不満あり。このため、2014年9月、欧州委員会は、IFRSの品質向上のために、デュー・プロセス (基準開発プロセス) に致命的な欠陥の有無に関する事前の意見募集 (a public fatal flaw review) を加えることを提案。
 - 加えて、EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group: 欧州財務報告諮問グループ) の組織改革を通じて、加盟国のIFRS適用プロセスへの早期関与や意見発信力の強化について提言 (2015年6月)。
 - のれん減損や金融商品、利益認識等、重要な基準への懸念・批判 (EU, 仏独)。慎重性 (prudence) の欠如への批判 (英)。
 - 3) 日米欧の規制当局等から成るIFRSモニタリング・ボードは、ボードのメンバー要件として「IFRSの使用」基準を定義 (2013年10月)。
 - IFRSの強制又は任意適用により、当該国の資本市場におけるIFRSの適用が顕著な状態であること。
 - ただし、各国の経済その他の状況に関係しない基準は例外も許容。
- このIFRSに関し、日本が提起している利益認識 (その他包括利益)、のれん等の問題は、国際的にも大きな争点となっている。

IFRSを巡る各国の対応(1) 米国



- 米国企業に対しては、米国基準のみを適用する一方、2007年、外国企業を対象にIFRSを容認。
- 2012年7月、SECは、最終スタッフ報告書を公表。米国におけるIFRS導入の是非や方法、時期等についての具体的提言はないが、潜在的影響について詳細に分析。米国の市場関係者は、高品質な米国基準を支持。
- FAF (Financial Accounting Foundation: 米国財務会計財団) 及び FASB (Financial Accounting Standards Board: 米国財務会計基準審議会) は、「現実的に目指すべきは、先進資本市場間で比較可能な基準(必ずしも同一のものある必要はない)」との立場を明確化しつつも、「より共通で比較可能性の高いグローバルな基準」を開発すべく、IASBとの共通化作業を継続するとの立場。

1. FASB ゴールデン議長スピーチ(2013年10月)

- 2013年10月、FASB ラッセル・ゴールデン議長が来日。スピーチ概要は以下のとおり。
 - ー グローバルな会計基準の共通のセット (common set of standard) に向けて作業を行うプロセスが日米を含めた世界の主要な資本市場にとって最善の利益。より収斂したグローバルな基準開発に向けては、高品質の各国基準を維持・改善することが重要。
 - ー 今後の米国基準の改善に向けては、日本を含む資本市場からの情報提供がきわめて重要。

2. SEC シュヌアー主任会計官スピーチ(2015年6月)

- 2015年6月、SEC ジム・シュヌアー主任会計官がカリフォルニアでの財務報告カンファレンスに参加。スピーチ概要は以下のとおり。
 - ー SECがすべての登録企業にIFRSを強制適用することに事実上支持がない。
 - ー SECが国内登録企業にIFRS適用を認める選択肢を提供することにほとんど支持がない。
 - ー 一組の高品質で国際的に認められる会計基準には引き続き支持がある。そして、一組の高品質で国際的に認められる会計基準という目的の達成のために、協働が唯一かつ現実的な道である。

IFRSを巡る各国の対応(2) 欧州



欧州

- 2005年、EU規制市場内の上場企業(連結)に対して、EU統合のための共通基準としてIFRSを適用。各国における経済的影響を考慮しつつ、一部の基準適用を除外(IAS39号のヘッジ会計部分、IFRS9号)。
- すでに域内でのIFRSの使用を開始していることから、全体として拙速な基準開発には反対。また、IASBと米国FASBとの共通化作業に伴う基準の複雑化や作業遅延に不満。
- IFRSにおける慎重性(Prudence)の欠如や、のれん減損の問題、膨大な開示量などに対して懸念。

1. IFRSに対する発言力強化に向けた組織改革(2013年～)

- 2013年のECOFIN(The Economic and Financial Affairs Council: 経済・財務相理事会)決定を受け、欧州委員会は元欧州投資銀行総裁メイシュタッド氏を特別アドバイザーに任命。同年11月、IFRSへの影響力強化のためにEU会計組織の見直しを提言。これに基づき、各国の基準機関や規制当局等のIFRSへの関与を強めるEFRAG改革等が進行中。

2. IFRS財団への拠出問題

- 2014年以降のEUからIFRS財団への拠出予算を巡り、欧州議員がIFRSの慎重性欠如等を批判。これが認められない限り、拠出を認めないとの主張を展開し、EU当局三者(議会、理事会、欧州委員会)間で交渉が難航。結果的にIFRS財団への拠出継続(430万ユーロ/年(2014-2020年))は決定されたものの、毎年IFRSがEUの基準(真実かつ公正な基準等)に合致しているかの検証を条件として追加。

3. IFRS適用に関する経済的評価(2015年6月)

- 欧州委員会は、2005年から適用しているIFRSに関する検証作業(コンサルテーション)を完了。約95%の回答者が目的に照らして適切である、また、回答者の約2/3が効果が費用を上回ったと回答(2015年6月)。

IFRSを巡る各国の対応(3)その他



中国

- 2007年、IFRSに削除・変更を加えて策定した中国基準の適用を開始(2012年4月にEU同等性評価を獲得)。
- 実務への影響や比較可能性を考慮し、IFRSの一部の基準(減損戻入など)を除外。
- 中国基準は、会計法を頂点とする国家統一会計制度における会計規則(=法律)であり、自国のコントロール保持のため、IFRSの直接適用を否定。他方、2014年からIFRS財団への拠出額を倍増し、関与を深めている。



インド

- IFRSと共通化したインド会計基準の段階的な強制適用(のロードマップ公表(2015年2月)。2016年4月以降、保険業、金融業を除く上場企業(SME証券市場を除く)及び非上場企業(純資産25億ルピー以上)に強制適用予定。



韓国

- 2011年、エンドースメント手続を経た韓国基準(IFRSを基礎)を連結・単体ともに適用(2012年4月にEU同等性評価を獲得。1997年のアジア通貨危機が、「国際的な会計基準」の導入の契機。
- 単体へのIFRS適用に伴い、税務申告の実務負担の軽減や配当可能利益からの未実現利益の排除などを目的として、税法及び会社法を改正。
- IFRS導入後、利益表示について大きなばらつきが生じたため、独自に営業損益の開示を要求する規定を新設。



豪州

- 2005年、エンドースメント手続を経た豪州基準(IFRSと同一)を適用。
- 2011年、IFRSの利益指標の有用性に懸念を抱く企業が別指標を開示する動きが拡大し、「IFRSに基づかない財務情報の開示に関する規制(Regulatory Guide 230)」を公表。



カナダ

- 2011年、エンドースメント手続を経たカナダ基準(IFRSと同一)を適用(2012年4月にEU同等性評価を獲得)。但し、料金規制事業を営む企業に対して、IFRSへの移行延期を認める措置を実施。
- 米国上場企業は米国基準を継続できるため、結果として、2つの基準が併存。

IFRS最近の動向 (1)ガバナンス面



ASAF (Accounting Standards Advisory Forum: 会計基準アドバイザー・フォーラム)

- 2013年3月、IASBへの技術的な助言機関としての役割と、各国基準設定主体間の公式な関係構築を目的として設置。
- ASAFの議長はIASBが務め、現在のメンバー構成は次のとおり(次回は2018年に見直し予定)。

アフリカ	南アフリカ財務報告基準評議会		
アジア・オセアニア	企業会計基準委員会(日本)	欧州	ドイツ会計基準委員会
	オーストラリア会計基準審議会 (ニュージーランド会計基準審議会と協働)		欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)
	中国会計基準委員会		イタリア会計基準設定主体
	アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)		フランス会計基準局
		米州	ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ(GLASS)
			カナダ会計基準審議会
			米国財務会計基準審議会(FASB)

ガバナンス改革

- 2012年2月、IFRS財団のモニタリング・ボードは、「ガバナンス報告書」を公表し、当該ボードのメンバー増員とともに、メンバー要件として「IFRSの使用(Use of IFRSs)」と「IFRS財団への資金拠出」を要求。
- 当評価アプローチにおいて、「IFRSの使用」基準を定義。
 - ・IFRSの強制又は任意適用により、当該国の資本市場におけるIFRSの適用が顕著な状態であること。
 - ・ただし、当該国の経済その他の状況に関係しない、又は、公益に反する可能性がある基準は例外を許容。
- 2013年3月、モニタリング・ボードはメンバー要件の評価アプローチを最終化するとともに、金融庁 河野正道 金融国際審議官を議長として選出することを公表(2015年2月再任。任期は2017年2月末まで)。

IFRS最近の動向 (2) 基準面



◆ 米国とのMoUプロジェクト(共通化作業)

- 2006年4月以降、米国FASBの間で会計基準の共通化作業を開始。
- 収益認識は最終基準化(2014年5月)。リース、保険契約は難航。金融商品は、開発中の米国基準と差異があるIFRSが先行して最終化(2014年7月)。

◆ 概念フレームワーク

(=財務諸表利用者に役に立つ情報を提供するため、財務諸表の基礎となる概念を定めるもの)

- 2004年、米国と共同で見直しを開始したが、2006年以降は検討を中断。
- 2013年2月、IASB単独プロジェクトとして改訂の議論再開(諮問機関として、ASAFを利用)。
- 2015年5月、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表。コメント募集を経て、2016年に最終化予定。

◆ 適用後レビュー

- 既存のIFRSが意図されたとおりに機能しているか、基準適用に関連する課題・コストなどの実務的な情報についてリサーチを実施(適用後レビュー)。
- 2015年6月、IFRS3号「企業結合」の適用後レビュー完了。本レビュー結果を受けて、リサーチ・プロジェクトにのれんの減損テスト及び認識後の会計処理(償却の要否)を追加。

◆ アジェンダ・コンサルテーション

- IASBの作業計画の戦略的方向性と全体的なバランス、今後3年間に渡ってのプロジェクトの優先順位に関して、財務報告に関心を有する全ての人に対して3年ごとに意見を求めるプロセス。
- 2011年に第1回が実施され、IASBの作業計画に、①既存のIFRSの適用及び維持管理、②概念フレームワークの改訂、③主要なIFRSの開発が反映された。
- 現在、第2回のプロセスが進行中。

IFRSをめぐる争点

概念 フレーム ワーク

報告企業

認識及び
認識の中止

構成要素



財務報告の目的
受託責任
(stewardship)

質的特性

信頼性

慎重性

測定
(公正価値)

開示(注記)

表示(純利益・
その他包括利益)



共通化プロジェクト

リース
(IAS17)

保険契約
(IFRS4)

引当金・
偶発債務
(IAS37)

開発費
(IAS38)

のれん償却
(IAS38, IFRS3)

収益認識
(IAS18)

金融商品
(IAS39, IFRS9)

棚卸資産
後入先出
(IAS2)

減損戻入
(IAS36)

機能通貨
(IAS21)

2014/5 最終化

IFRSのみ2014/7最終化

EU一部適用除外

その他



農業(IAS41)
不動産契約(IFRIC15)

マレーシア

2017年1月から適用予定



連結財務諸表(IFRS10)

シンガポール 適用延期

etc.

空白 部分

排出物価格
設定メカニズム

共通支配下の
企業結合



料金規制事業

カナダ 特定企業のIFRS適用延期

イスラム取引及び
金融商品

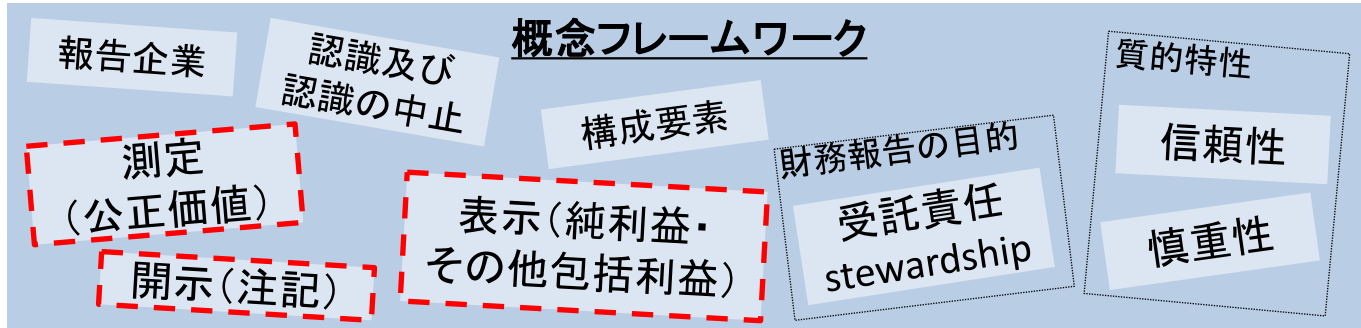
etc.

! : IFRS改善点として、日本(ASBJ)から提起している事項

IFRS策定・見直しの全体像(今後の方向性)

策定・見直しMAP

今後の予定

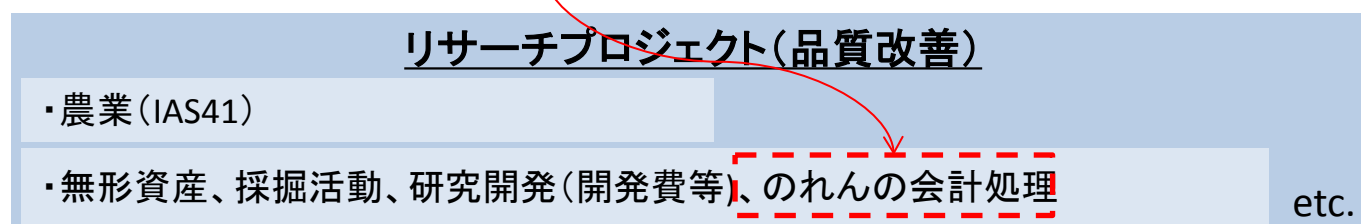
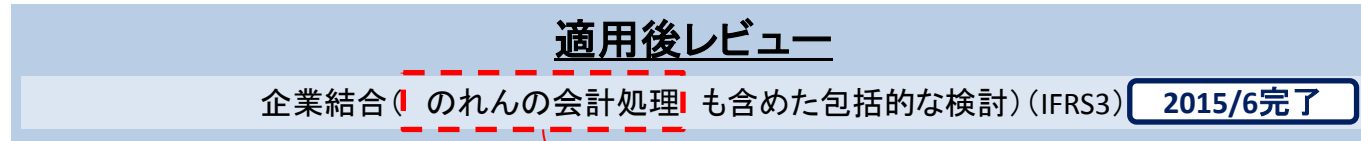


2016年最終化目標
※ASAFにて協議継続

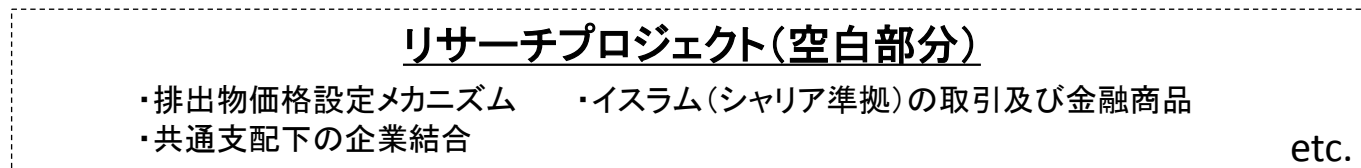


リース
2016年Q1最終化目標

保険契約
2016年以降最終化目標



排出物価格設定メカニズム
共通支配下の企業結合
→2016年ディスカッション
ペーパー公表見込



[Red dashed box]: IFRS改善点として、日本(ASBJ)から提起している事項

IFRS改善に向けた論点

● 日本が提起している改善点は、国際的にも主要な論点となっている

	IFRS改善点	主要な論点
純利益・ その他 包括利益 (注1)	・キャッシュ・フローや投資成果の実現との関連において、純利益の概念は重要であり、一般的にリサイクリング(注2)すべき。	・IFRSを適用すると、従来の純利益の考え方(中身)を変質させる可能性があり、業績指標としての有用性が低下する。 ・IFRSの包括利益では、投資成果の実現を表現できず、投資情報あるいは経営情報として不十分である。
公正価値 (注3)測定	・測定対象の資産・負債の特徴に応じた適切な測定ルールが定められていない。 ・公正価値測定の信頼性や実務上の実行可能性にも配慮した測定ルールとすべき。	・無条件に公正価値測定を行うと、企業間でバラツキが生じる。 ・相場価格のない株式等に公正価値測定を求めることは、実務上の困難性や煩雑性を招くとともに、推計値の信頼性そのものにも疑念を生じさせる。
開発費 資産計上	・抽象的な要件に基づく開発費の資産計上ルールの問題点を調査し、見直しを検討すべき。	・IFRSの資産計上ルールの下では、企業間のバラツキや恣意性の介入などの問題が生じる。 ・保守的な観点から、収益貢献が不確実な資産(=開発費)が計上されるおそれがある。
のれん 非償却	・のれんは事業買収に伴う将来収益に対応するコストであり、成果たる将来収益に対応させて償却すべき。 ・のれん非償却とするルールの問題点を調査し、見直しを検討すべき。	・IFRSの下では、巨額の減損が一時に顕在化した場合、業績変動を増幅するおそれがある。 ・ビックバス効果を狙った(恣意的な)減損処理が行われる可能性も指摘される。 ・国際的なM&Aに際して、イコールフットイングが達成されていないとの指摘もある。

注1) その他包括利益…一期間における資本の変動のうち、純利益として認識されない増減(IAS1号 財務諸表の表示 参照)。

注2) リサイクリング…過去の期間に「その他の包括利益」に含まれていた部分のうち、純利益に移管する処理(包括利益基準 第9項 参照)。

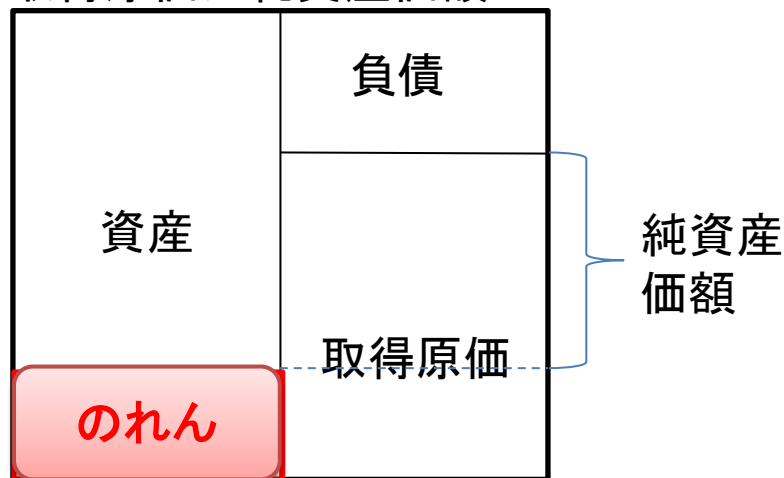
注3) 公正価値…市場価格。市場価格を利用できない場合には、評価技法を用いた推計値(IFRS13号 公正価値測定 参照)。

のれん (goodwill) の会計処理

- のれんとは、取得原価と被取得企業(事業)の純資産価額との差額を指す。
- 企業(事業)を合併・買収する場合、「ブランド」や「社員能力」等、金額が合理的に算定できないものを一種のプレミアム(超過収益力)としてのれんに含める。
- 何らかの理由で、負ののれんが発生することもある(生じた事業年度に特別利益に計上)。

のれんのイメージ

取得原価 > 純資産価額



取得原価 < 純資産価額



- 日本基準では、のれん計上後、投資効果の及ぶ期間にわたって、定額法等合理的な方法により規則的償却(20年以内)する。加えて、減損の兆候(*)がある場合、減損テストの対象となる。
- 米国基準及びIFRSにおいては、減損の兆候の有無にかかわらず、每期、減損テストのみにより評価されるが、コスト・ベネフィットの観点等から現行ルールについて調査中。

(*) 投資回収できない可能性を示唆する事象や状況変化(継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化など)

のれん処理(償却/非償却)の変遷

1970年代

1980年代

1990年代

2000年代

2010年代

'70 **40年以内の規則償却**

APBO 17「Intangible Assets」

'99 **20年短縮提案**

FAS142ED「Intangible Assets」

'83 **規則償却(5年以内、最長20年)**

IAS 22「Business Combinations」

'84 **持分控除法**

(容認)規則償却 SSAP22

'86 **規則償却or 非償却**

(容認)持分控除法 PCG 1982

'85 **規則償却**

1985年改正HGB

'80 **5年均等償却**

JICPA「連結財務諸表監査上の当面の取扱い」

'01 **プーリング法廃止**

'01 **のれん非償却**

ASC topic350 「Intangibles—Goodwill and Other」

'04 **米国基準とのコンバージェンス
プーリング法廃止**

'04 **のれん非償却**

IFRS 3「Business Combinations」

'05 **EU規制市場 IFRS導入**

'97 **20年以内の規則償却**

FRS10

(容認)20年以上の規則償却 or のれん非償却

'99 **規則償却**

CRC99-02 21130

'00 **20年以内の規則償却**

E-DRS4

'08 IFRSとのコンバージェンス
プーリング法廃止、のれん償却維持

'03 **20年以内の規則償却**

企業会計基準第21号 「企業会結合会計に関する会計基準」

'13 **非公開会社への
10年以内償却導入**

'15 **適用後レビュー完了。
リサーチ・プロジェクト始動**



米国



IFRS



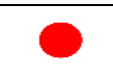
英



仏



独



日本

のれんを巡る動き

欧州における問題意識

- 2013年1月、欧州証券市場監督局(ESMA)が、欧州企業によるのれんの減損認識が不十分であることが疑われるとのレポートを公表。
- ESMAは多額ののれんを認識している欧州の235社を対象に調査を行い、2010年に認識していた7,900億ユーロののれんに対し、2011年に認識された減損はわずか400億ユーロであり、2011年に認識された減損が金融危機の影響を適切に反映したものであったかについて疑問を呈示。
- さらに、のれんの減損テストについて、多くの場合、決まり切った表現の記述となっており、具体性が欠けているため、財務諸表利用者は減損テストにおける想定の信頼性を評価することができないと指摘。

米国における見直しの状況

- 2013年11月、FASBは、PCC(非公開企業評議会)から送付された非公開企業向けのれんの会計処理に係る代替的な会計基準案を承認(のれんを10年以内の年数で償却でき、かつ、簡素化された減損モデル)。
- FASBでは、代替的な会計基準案の公開企業(及び非営利組織)への適用可能性についても検討するため、アウトリーチ及び研究を行うことをスタッフに追加指示(2013年11月)。

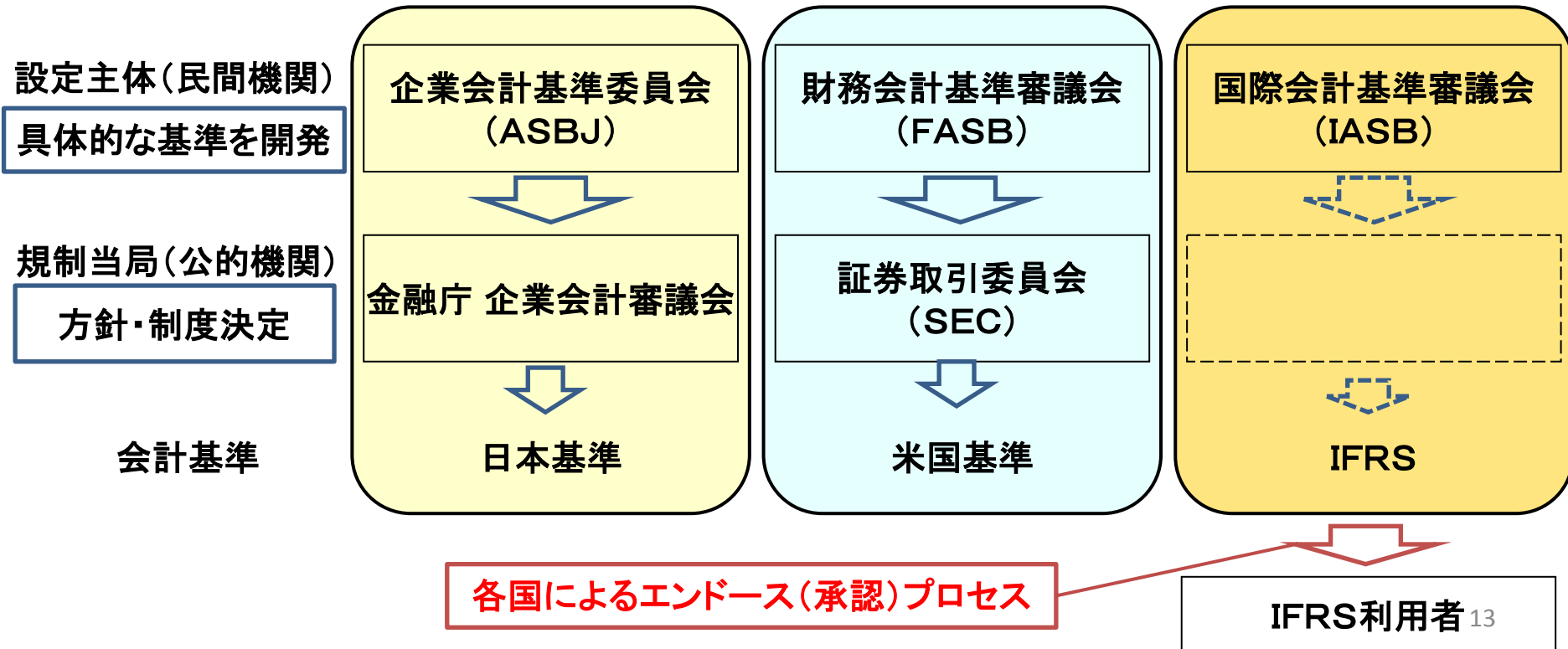
IASBによる適用後レビュー

- 2015年6月、IASBはIFRS3号(企業結合)の適用後レビューを完了(のれんの会計処理も含めた包括的な検討を実施)。このレビュー結果を踏まえ、減損テストの有効性、のれんの償却の要否等がリサーチ・プロジェクトに追加。
- のれんの会計処理については、日本(ASBJ)のみならず、EFRAGやイタリア会計基準設定主体においても、重要テーマとして位置付けられ、3者共同のリサーチ・プロジェクトとして、のれんに関する実態調査を行い、IASBに対して早期にインプットを提供(2014年7月)。
- 上記調査の結果、のれんに関する情報が様々な形で使用され、のれんの事後測定の方法について様々な見解があることが示されている。

会計基準・制度間の比較

- 我が国の会計基準は、民間主導で設定。(公財)財務会計基準機構(金融庁所管)内の「企業会計基準委員会(ASBJ)」が設定主体として具体的な基準を検討・開発。
- 会計制度のあり方は、「金融庁 企業会計審議会」が一定の方針を打ち出し、その方針に従い開発された基準を規則として指定することで決定する。
- IFRS(国際財務報告基準)には、基準を公定する特定の規制当局・団体等が存在せず、IFRSを利用する各国の導入方法に依拠する。

○日本基準、米国基準、IFRSの比較



IFRS導入検討の経緯(日本)

- 1973年 IASC(国際会計基準委員会。IASBの前身)発足。IAS(国際会計基準)開発。
- 2001年 IASCを組織変更し、IASB発足。IFRS(国際財務報告基準)開発。
- 2002年 米国基準とIFRSとの共通化作業開始(ノーワーク合意)。
- 2005年 EU域内上場企業の連結財務諸表へのIFRS適用義務付け開始。
- 2007年 2005年より開始した、日本基準とIFRSとの共通化作業を加速(東京合意)。
- 2008年 米国SECが、IFRS適用の是非を判断するための「ロードマップ」を公表。
日本基準、米国基準がEU同等性評価を獲得。
- 2009年 金融庁企業会計審議会「中間報告」公表。
- 2010年度からのIFRS任意適用
 - IFRS強制適用の判断時期をとりあえず2012年目途とすること
- 2010年 我が国でのIFRS任意適用開始。
- 2012年 金融庁企業会計審議会が、「中間的論点整理」を公表。
- 国際的な情勢等を踏まえ、会計基準の国際的調和に向けた努力
 - 主体的コンバージェンス及び任意適用の積み上げ
 - 目的や我が国経済・制度にもたらす影響を十分に勘案した最もふさわしい対応の検討
 - 国際会計基準の開発には、積極的な貢献と的確な意見発信
- 米国SECが、最終報告として影響評価を発表。
- IFRS導入の是非、時期等について具体的な言及はないが、潜在的影響を詳細に分析
- 2013年 金融庁企業会計審議会が、「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」を公表。
- 2015年 日本再興戦略 改訂2014に基づき、金融庁がIFRS適用レポートを公表
東証が決算短信作成要領を改訂し、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」が開示事項に。

企業会計審議会「IFRSへの当面の対応方針」(2013年6月)

- 2013年3月より企業会計審議会を再開。2012年7月「中間的論点整理」の継続検討事項を審議。2013年6月、これまでの議論のとりまとめとして「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」を公表。
- 基本的な考え方として、グローバルな基準改善への貢献(発言権の確保)及び**高品質な日本基準を維持**することの重要性、**IFRS任意適用の継続**などを示したうえで、IFRS対応の当面の方針として、以下のとおり、考え方を整理。
- **3つの対応方針**
 - 1) **IFRS任意適用要件の緩和 → 対応済(2013/10 内閣府令改正)**
 - IFRS任意適用の3要件のうち、「上場要件」と「国際的な財務・事業活動要件」を廃止。「財務諸表の適正性確保の体制要件」のみを残し、対象企業の範囲を拡大。
 - 2) **IFRSの適用の方法 → 対応中(2016/3までに完了予定)**
 - エンドースメントプロセス(自国基準へのIFRSの取込み手続)の充実化(基準を修正可能にし、修正手続としてASBJを活用)。
 - 2015年6月、ASBJは修正国際基準(JMIS)公表(2015年9月、内閣府令改正)。のれん、その他の包括利益の会計処理については、IFRSを修正して取り込み。
 - 3) **(金商法)単体開示の簡素化 → 対応済(2014/3 内閣府令改正)**
 - 会社法における開示水準と大きく異ならない、あるいは(金商法)連結情報で十分な場合には、会社法に統一。
 - その他の項目についても、開示の必要性を検討。

国際的な会計基準に関する産業界の声

● 現状認識 として

- 1) 日本の上場企業には、**選択肢としてIFRSの使用が認められており**、自社のニーズと基準の善し悪し(費用対効果)を評価し、判断している(できる)状況。
- 2) 日本基準はIFRSとほぼ同等の基準となっており、**異なる部分(=経営の考え方として受け入れられない基準)**については、IFRSの改善項目として(オールジャパンで)問題提起している。これら(利益表示、のれん等)は、**国際的にも大きな争点**となっている事項。
- 3) **グローバルに活動する企業は**、これらを踏まえて是々非々で使用基準を選択。
(米国基準使用企業は、米国の制度動向を注視)
その他多くの企業は、基準変更のメリットを感じず、日本の経済実態や取引慣行を反映できる日本基準を維持。
- 4) **2015年8月末現在のIFRS適用済会社数(68社)と適用決定会社数(23社)の合計91社**(2014年6月の日本再興戦略改訂2014の閣議決定時は44社)。

● 基本的なスタンス として

- 1) いずれの会計基準を採用する企業にとっても、それぞれの基準が**企業活動の実態をより忠実に表現し、企業の経営基盤強化につながるよう改善**されていくことを重視。
- 2) また、いずれの会計基準を採用する場合でも、財務報告に関する開示については、投資家等が真に必要なとする情報を提供し、**企業負担が最小限となる最も効率的なものであるべき**。

● (参考)経団連の動き

✓ 2013年6月、経団連より企業会計に関する提言を発出。わが国の**企業会計制度に関する基本的な考え方とIFRS対応に関する産業界のスタンス**を示すもので、提言のポイントは以下のとおり。

- 1) 現行制度(IFRS任意適用、日本基準・米国基準)の維持。
- 2) 高品質な日本基準の維持とIFRS見直しに向けた国際発信強化。
- 3) 金商法単体開示の連結ベースへの一本化。

✓ 2014年1月、企業の任意適用の検討に向けた参考とするため、IFRS適用企業の対応事例を公表。 16

会社区区分と適用される会計基準

区分	会社数	連結	単体
上場会社(①)	約3,500社 うち 米国基準適用 24社 IFRS適用 68社	日本基準 or 国際会計基準 or 修正国際基準 (特例)米国基準	日本基準
金商法開示企業※1 (②)(①以外)	約500社		
会社法大会社※2のうち、①、②以外の企業 (③) (会社法大会社の定義: 資本金5億円、又は負債総額200億円以上)	約10,000社	作成義務 なし	
上記以外の株式会社 (①、②、③以外)	約260万社 から①、②、③に含まれるものの数を除く		中小指針 中小会計要領

(出典)非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成

※1金商法開示企業…有価証券の募集又は売出し勧誘対象者が50人以上で発行(売出)価額が1億円以上の会社や株主数500人以上等の会社については、有価証券届出書ないし有価証券報告書の提出が義務づけられている(金商法第5条、第24条等)なお、上場準備会社に対しても、IFRSの使用が認められている。

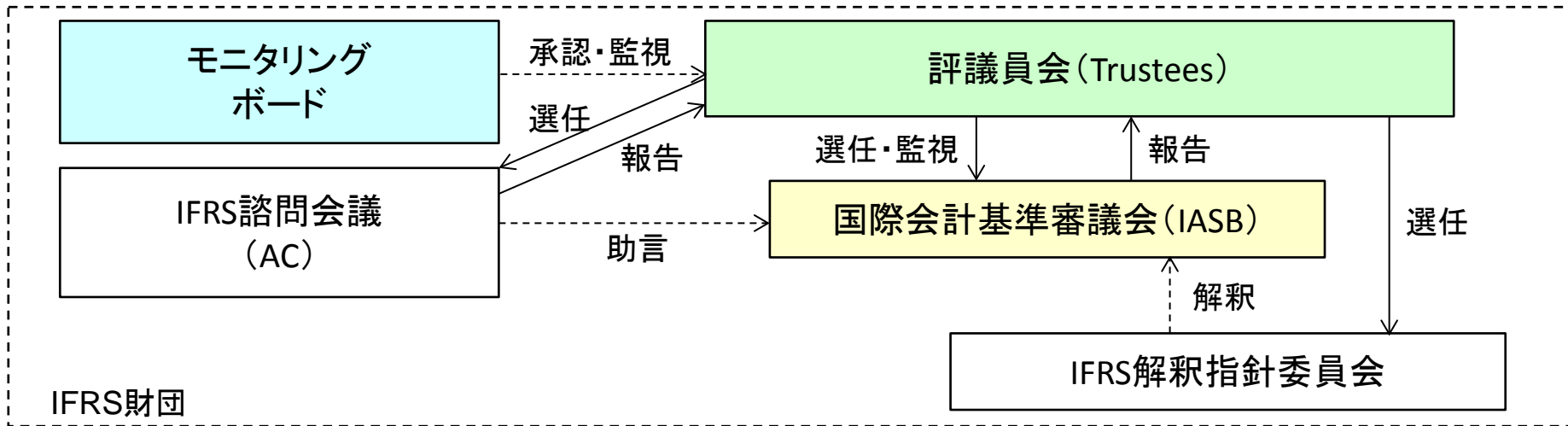
※2会社法大会社…資本金5億円以上又は負債200億円以上の会社を「大会社」とし、公認会計士等を「会計監査人」として選任し、計算書類及びその附属明細書並びに臨時計算書類について会計監査人の会計監査を受けることが義務づけられている(会社法第328条、第396条第1項)。なお、会計監査人設置会社は連結計算書類を作成することができるが、その場合には監査が義務付けられる(会社法第444条、同条第4項)。

会計基準の適用状況

● 会計基準の適用状況は以下のとおり。(* 企業数: 2015 年11月現在)

業種	日本基準	米国基準	IFRS	業種	日本基準	米国基準	IFRS			
水産・農林業	11			精密機器	51		HOYA、ノーリツ銅機	2		
鉱業	7			その他製品	106					
建設業	164			電気・ガス業	24					
食料品	127	日本ハム(IFRS適用を決定済み)	1 日本たばこ産業	1	陸運業	59		日立物流	1	
繊維製品	55	ワコールHD	1		海運業	15				
パルプ・紙	26				空運業	5				
化学	209	富士フイルムHD	1 日東電工、日立化成	2	倉庫・運輸関連業	39				
医薬品	64		中外製薬、武田薬品工業、アステラス製薬、小野薬品工業、そーせいグループ、第一三共、エーザイ、参天製薬	8	情報・通信業	360	インターネットイニシアティブ、NTT、NTTドコモ、コナミ	4	ネクソン、ソフトバンク、伊藤忠テクノソリューションズ、ヤフー、コナミ、KDDI、フュージョンパートナー	7
石油・石炭製品	13				卸売業	322		住友商事、双日、丸紅、伊藤忠商事、三井物産、三菱商事、伊藤忠エネクス、日立ハイテクノロジーズ	8	
ゴム製品	19		住友理工	1	小売業	336		すかいらーく、ファーストリテイリング、トリドール	3	
ガラス・土石製品	58		日本板硝子、旭硝子	2	銀行業	87				
鉄鋼	49		日立金属	1	証券・商品先物取引業	41	野村HD	1	SBI HD、マネックスグループ	2
非鉄金属	35				保険業	11				
金属製品	86				その他金融業	28	オリックス	1	日本取引所グループ、日立キャピタル	2
機械	228	コマツ、クボタ、マキタ	3 日立建機、日立工機、DMG森精機、ツバキ・ナガシマ	4	不動産業	110			トーセイ	1
電気機器	264	東芝、パナソニック(左記の2社はIFRS適用を決定済み)、三菱電機、日本電産、オムロン、ソニー、TDK、アドバンテスト、京セラ、村田製作所、キャノン	11 日本電波工業、アンリツ、リコー、富士通、セイコーエプソン、ユニカミノルタ、日立製作所、日立国際電気、クラリオン、ティアック	10	サービス業	366			楽天、DeNA、エムスリー、テクノプロホールディングス、電通、クックパッド、ネクスト、ベルシステム24ホールディングス	8
輸送用機器	97	トヨタ	1 ケーヒン、デンソー、ユタカ技研、本田技研工業、ショーワ、エフ・シーシー、八千代工業、日信工業	8	Total	3,468	24	71		

(参考1) IFRS財団(IFRS Foundation)の組織



モニタリング・ボード (Monitoring Board)

組織のアカウンタビリティを高めることを目的とし、2009年4月に設立され、EC、IOSCO(2名)、金融庁、SECの日米欧等の証券当局5名で構成され、**金融庁 河野 正道 金融国際審議官**が議長を務めている。本年1月、IFRS財団のガバナンス報告書(2012年2月)に基づくメンバー拡大策を踏まえ、ブラジル証券取引委員会と韓国金融委員会を新規メンバーとして選出。新規メンバー最大4席のうち残り2席分については、引き続き審査を継続。

評議員会 (Trustees)

IFRS財団の統治及び監視(資金調達、予算承認、定款変更)を行う。議長、副議長を含め22名の評議員(Trustee)で構成され、我が国からは**佐藤 隆文氏**(日本取引所自主規制法人理事長)、**岡田 譲治氏**(三井物産株式会社監査役)が参加。

国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board)

国際会計基準(IFRS)設定主体。議長、副議長を含め16名のボードメンバー(理事)で構成され、我が国からは**鷺地 隆継氏**(住友商事)が理事を務めている。

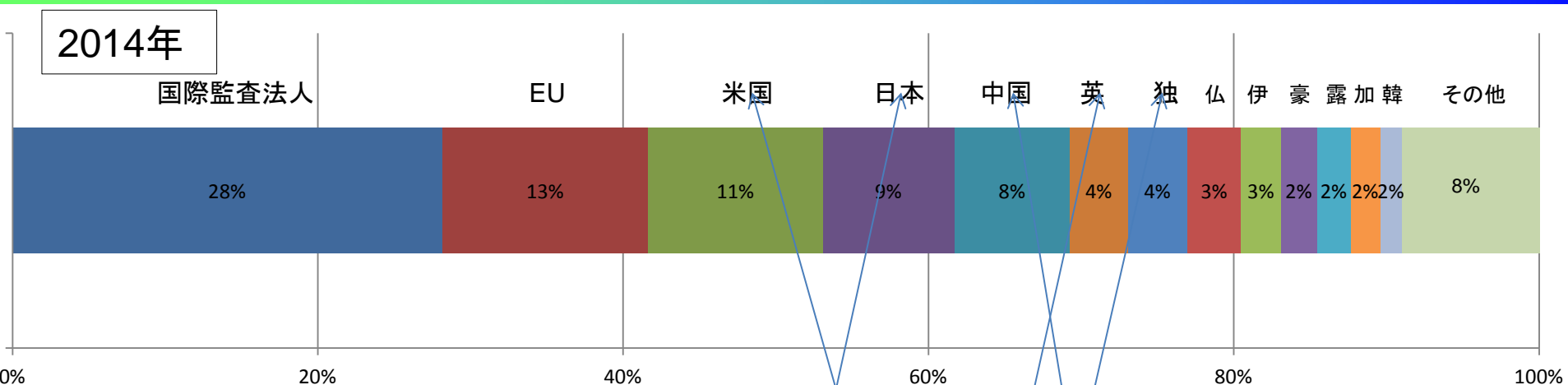
IFRS解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)

IFRS財団における会計基準の解釈機関。14名の委員で構成される。

IFRS諮問会議 (IFRS Advisory Council)

国際会計基準審議会(IASB)に対し、検討事項や優先順位をアドバイスする組織。4名の委員で構成され、我が国からは**熊谷 五郎氏**(証券アナリスト協会代表)、**石原 秀威氏**(経団連代表)が参加。金融庁がオブザーバー参加(発言権あり)

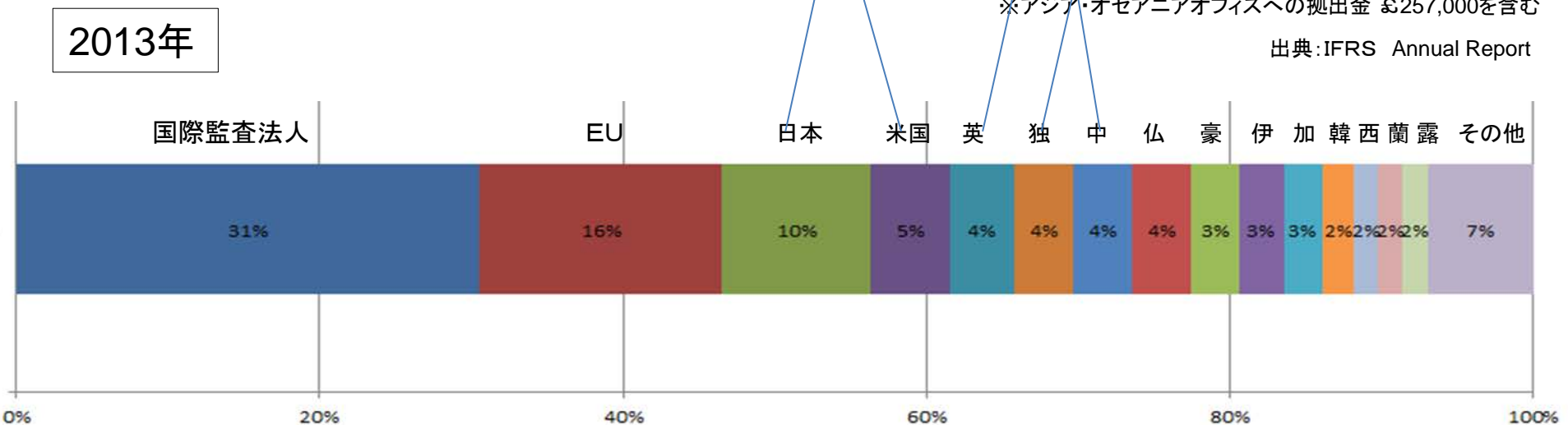
(参考2-1)IFRS財団への拠出額構成(2013~2014年)



合計 ￡22,806,127 (うち、日本からの拠出は￡1,966,436) (2014年)

※アジア・オセアニアオフィスへの拠出金 ￡257,000を含む

出典:IFRS Annual Report



合計 ￡21,602,600 (うち、日本からの拠出は￡2,099,896) (2013年)

※アジア・オセアニアオフィスへの拠出金 ￡315,000を含む

出典:IFRS Annual Report

(参考2-2)IFRS財団への拠出額構成(2014年)

各国における主な内訳

国際監査法人

デロイト・トウシュ,
KPMG,
アーンストアンドヤング,
プライスウォーターハウスクーパース,
BDO, グラント・ソントン, マザー

ドイツ

独会計基準設定委員会を通じた自
発的納税
(アディダス、BMW、ドイツ銀行、
フォルクスワーゲン等)

EU: EC

日本: FASF

英国: 財務報告評議会による課税制度

フランス: ANC (仏財務省)

イタリア: OIC (伊設定主体)

豪州: 財務報告評議会、
豪州中央銀行

カナダ: 加公認会計士協会、
金融機関監督庁

オランダ: 財務省、オランダ銀行

スペイン: スペイン証券取引所 21

米国

アメリカ銀行, シティグループ,
ゴールドマン・サックス, JPモルガン,
モルガン・スタンレー等

中国

財務省創設の機関を通じて拠出
(中国公認会計士協会, 中国財務
省, 上海証券取引所, 深圳証券取引
所等)

韓国

KASBを通じた拠出(韓国金融監督院、サムスン関連企業等)